

## 「筑後市制施行70周年記念 ちっご祭2024」出店要項

【日 時】 令和6年10月27日（日） 11:00～19:00（出店時間）

【場 所】 筑後広域公園内（芝生広場一帯）

### 【出店概要】

1. 出店資格
- ①ちっご祭実行委員会各団体及び所属会員
  - ②「臨時営業」の許可を持つ者（期日指定もしくは5年のもの）。※テント出店の場合
  - ③「飲食店営業」の許可を持つ者。※キッチンカー出店の場合。

2. 出店場所 筑後広域公園内（芝生広場）

3. 出店品目 飲食品

4. 出店区分
- ①テント出店 1コマ 間口1.5間（2.7m）×奥行き2間（3.6m）
  - ②キッチンカー出店（キッチンカーにて出店の場合、テント設営はいたしません）
- ※テント出店かキッチンカー出店のいずれかです。

5. 出店料 ①テント出店 1コマ 10,000円

※テントの持ち込みは禁止。

②キッチンカー出店 5,000円

※芝生の養生を各出店者にてお願いいたします。

（タイヤの下にコンパネを敷く等）

※当実行委員会は適格請求書発行事業者でない為、インボイスの発行はいたしかねます。

6. 備 品
- ・テーブル
  - ・椅子
  - ・電気（電源使用店舗のみ）

※必要な店舗は事前申し込みをしてください。

事前申し込み分のみ発注をいたします。

7. 搬 入 10月27日（日）9:00～10:00

※上記以外の時間は車の乗り入れはできません。

※搬入後は所定の駐車場へ駐車して下さい。

※盗難等については一切責任を負いませんのでご了承ください。

8. 搬 出 10月27日(日) 19:00~20:30(車両乗り入れ19:30~)

※安全確保のため、実行委員の指示に従って下さい。

9. 注意事項
- ①臨時営業の許可、飲食店営業の許可、加工品製造業等の許可等に必要な手続きは出店者が行うこと(保健所の営業許可については、写しを事務局に提出すること。出店当日は、テント内、又はキッチンカーの見える場所に、許可書を設置すること)。
  - ②加工食品の販売を行う場合は、加工者氏名等をはっきり表示する。また、食品衛生法の基準に従い、衛生面には特に注意する。
  - ③名義貸しによる出店を発見した場合は、その時点で撤去するものとする。
  - ④出店に関するごみは出店者自身で分別し、ペットボトル・不燃物については各自持ち帰ること。透明のゴミ袋に入れた可燃ごみに限り、指定のゴミ置き場への持ち込みを認める。
  - ⑤缶および缶から紙コップに移しての飲料の販売は禁止する。
  - ⑥各出店者、それぞれでごみを減らす取り組みをすること。
  - ⑦大会翌日の清掃には必ず1名以上参加すること。
  - ⑧出店における熱源対策を必ず実施すること。芝生が枯れた際は実費負担を求める。
  - ⑨営業にあたっては、必ずブルーシートを敷くこと。キッチンカー出店の場合は不要。
  - ⑩販売品目は飲食品に限る。
  - ⑪営業は19:00で終了し、速やかに搬出を行えるよう準備しておくこと。
  - ⑫芝生への車両の乗入れは厳禁とする。
  - ⑬車の通行は反時計回りで行うこと。遊歩道でのハンドルの切り返し、離合時も芝生への乗入れは厳禁とする。
  - ⑭搬入・搬出の際は、係員の指示に従うこと。
  - ⑮指定の駐車場に駐車すること。
  - ⑯その他、社会通念上のルールを守ること。
  - ⑰火気取扱い店舗は、消火器を備えること。当日消防署による安全確認あり。
- ※以上の出店留意事項に反した場合や無断で出店を取りやめた場合は、来年以降の出店を不可とする。